

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 9 号

令和3年8月10日執行予定の阿賀野市大室財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年7月15日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

- 1 被登録資格決定基準日 令和3年8月4日  
(ただし、年齢については、令和3年8月10日とする。)